

## 正倉院文書「写千巻経所食物用帳」について

皆川完一

京都の小川広巳氏の所蔵文書を調査させて頂いたとき（本誌九四頁採訪調査報告参照、「古筆一軸」と書かれた箱の中の古文書一巻をひろげて行くと、正倉院文書の断簡一点が出て来た。小川家には『大日本古文書』などすでに学界に紹介され、重要文化財にも指定されている正倉院文書が三点あるが、これは全く未紹介の断簡である。早速撮影して、翌日から始った正倉院文書の原本調査の際に調べてみたところ、これは「写千巻経所食物用帳」とよばれる一連の文書の一部であることがわかった。

この文書は『大日本古文書』ではばらばらの断簡のまま数箇所に分載されているが、今回新たな断簡が発見されたのを機に、その全体を復原し、『天日本古文書』の誤りを訂正しておきたいと思う。

写千巻経所は造東大寺司内の写経所で、金剛般若經一千巻を写していところである。写経所の名は奉写千巻経所とも東寺写経所とも文書に出て来るが、光明皇后の皇后宮職内の写経所から発展したもので、造東大寺司に属していた。この写経所は、写す仕事によつていろいろによばれ、一定の名称がなかつたが、一般的な名称をつけるとすれば、東大寺写経所とよぶのが適當であろう。正倉院文書はこの東大寺写経所の文書を根幹とした文書群なのである。

さてこの金剛般若經一千巻の写経は、天平宝字二年六月十六日の坤宮官少疏從六位上高丘連比良麻呂の宣によつて始められたもので（『大日本古文書』四ノ三二、十四ノ四五頁）、「御願金剛般若經一千巻」（十三ノ三三四、三五五）とか、「御願千巻金剛般若經」（十三ノ二四五）とよばれた。六月二十一日には造東大寺司より紫微中台に対し、その費用十八貫九十二文が請求されている（十三ノ二四一、二四二）。これは筆・墨・生菜・扉・薪・炭などを購入するための代金であるが、六月二十三日に黄蘖と橡汁を紙を染

めるために請求した文書もあり（十三ノ二四二）、現物で写経所に支給されるものも多かったのである。

六月二十一日に始まる「錢并紙衣等納帳」（十三ノ二四三～二五二）、「食料雜物納帳」（十三ノ二五四～二五七）は、写経所に送られて來た錢や物資を検納のたびごとに記録した帳簿で、料紙だけの納帳も残っている（十三ノ三三三～三三四）。これらの支出を記録したものが「錢并衣紙等下充帳」（十三ノ二五七～二八四）で、食料の使用について記したものが、これから断簡を整理して復原しようとする「写千巻経所食物用帳」なのである。この食物用帳は毎日の食料の品目と数量の明細を記したものであるが、これを毎月まとめて、その月に写経所に出席した者の延人數 錢と食料の使用量を記した「月々用帳」（十三ノ三三七～三五三）もある。

なおこの外に六月十九日に始まる「筆墨直充帳」（十三ノ二三八～二四〇）、二十二日から始まる「紙充帳」（十三ノ三二八～三三二）、「書上帳」（十三ノ四六三～四六九）、「作充帳」（十三ノ三五三～三五六）が残つており、これらによつて筆墨の代金や料紙の配給状態、経師の写経巻数、装潢の出来高をそれぞれ知ることができる。最後にこの写経のしめくくりとして経師らに支払う布施を請求した文書が、九月五日の東寺写経所解（四ノ三〇一～三一、十四ノ二八～四五）で、この時までに三ヶ月を要して一千巻の写経が完了したのである。ただ錢并衣紙等下充帳にはその後も綺や軸が出ているから、巻子に仕立てる仕事は少し残つたのであろう。しかし食物用帳は六月二十二日にはじまり、九月二日で記載が終つてゐるから、この期間が金剛般若經一千巻の写経期間と考えられてゐるのであろう。

以上概観したように、この写経については関係帳簿がよく残つており、当然当時あつて今日伝わらないものは経師らの手実ぐらいのもので

あるから、写経所の業務の詳細が実によくわかるのである。そして次に述べる食物用帳をみれば、写経所で使用された食料の種類と、その使用量がわかり、非常に興味深いものがある。

前おきはこの位にして、写千巻経所食物用帳に移ろう。先ず小川広巳氏所蔵の断簡一紙（縦二七・五厘、横三一・九厘）を紹介すると、

茄子一斗四升 青菰五十果又五十果  
布乃利一斗 心太一斗 小麦二斗  
滑海藻八嶋 薪四荷 小豆六升  
大豆四升 醋二升 又四升 醬九升  
滓醬一升 塩三升 大豆四升 小豆六升  
末醬九升 海藻四連 布乃利一斗 茄子三斗  
廿日下米一石九斗六升 又末醬一升 索餅麿料  
案主建部広足 松一村 薪三荷 青六束

で、「造東寺印」という印文の丸朱印十二町が字面に捺されている。裏は

写経用の界線の中に写経試字が書かれており、この写経試字が反故となって食物用帳の料紙に利用されたのである。

この断簡は、正倉院文書に照らし合せてみると、筆蹟及び内容から考へて、続々修八帙十九の第一断簡（十三ノ二八四と二九八）に接続するものである。この文書は最初に題籤（表「写千巻経所食物用帳」裏「天平宝字二年六月廿一日始」）がつけられており、「写千巻経所食物用帳 天平宝字二年」の書き出しで、六月二十二日から七月十九日の途中までの使用食物が日毎に記されている。従って、これに続く小川広巳氏所蔵の断簡は、七月十九日と二十日の分ということになる。

又末醬一升 索餅麿料  
主典安都宿禰  
案主建部広足

次に続くものが広田謙三氏(東京都世田谷区駒沢二ノ一八駒沢コーポラス六〇七所蔵の断簡(二十五ノ二四八・二四九)で、これにも「造東寺印」の丸朱印十町がある。この裏面は飛部造立曆写経試字(十九ノ一三九)であるが、現在では、この面の方が尊重されたためか、これが表になって表装されており、昭和十二年五月、旧国宝(当時、岩井武俊氏所蔵)に指定された。

この次に続くものが、首部と同じく続々修八帙十九に収められた第二断簡(十三ノ二九九・三二七)である。更にそれに続くものが、『大日本古文書』二十五の按文にみえるように、名古屋の板津七三郎氏所蔵の断簡(二十五ノ二三三・二三三)である。しかし続々修八帙十九の最後の八月二十二日条は、最後にむしり取られた痕があり、墨痕も少し残っているから、詳しく述べることはできない。

この後に続くものが、続修別集一の第二断簡裏(十三ノ四七三・四七五)、続修四十三の第三断簡裏(十三ノ四七〇・四七二)、続修四十九の第十断簡裏(十三ノ四七一・四七三)、続修二十六の第二断簡裏(十四ノ一・三)で、この順にみな接続する。最後の一断簡について、『大日本古文書』の十三と十四は、「佐伯里足」を両方で読んでしまっているが、この一行の中央の継目ではがされて続修四十九と二十六に分れたため、両方に一行の右半分と左半分が残ったのである。

最後の断簡は九月二日の記事で終るが、最後の行の「案主佐伯里足」の後に約三四纏の余白を残し、奥に「食口下大炊下」の文字がみえるから、ここで写千巻経所食物用帳は完結すると考えてよい。このようにして写千巻経所食物用帳は、紙数二十九枚、『大日本古文書』にして約四〇頁に及ぶ長大な帳簿に復原されたわけである。従つて『大日本古文書』が断簡をばらばらに収載し、「造東寺司食物用帳」(二十五ノ二四八)、「千手千眼新羅索藥師経料(?)」、「雜物下充帳」(十三ノ四六九)、「後金剛般若經(?)」経

師等食料下充帳」(十四ノ一一三)などと誤った題名をつけているのは、今後訂正されなければならない。

これに類似の帳簿として、正倉院文書には「後金剛般若經經師等食料下充帳」(十四ノ八一・一三三)がある。これは同じ年の天平宝字二年九月十八日から十一月二十六日までの間、先の金剛般若經一千卷の写経に続けて、同經一千二百卷を写した時の食物用帳である。現在題籤が失われていて、當時何とよばれた帳簿かわからないが、先の例から考へると、「後金剛般若經食物用帳」とでもよぶべきものであろう。これも數断簡に分れているが、こちらは『大日本古文書』によつて正しく整理されているから問題はない。

以上みて来たように、写千巻経所食物用帳は続々修八帙十九の二断簡にその大部分が占められるが、この外に続修二十六・四十三・四十九、続修別集一に断簡が分れ、また正倉院の外に流れ、小川広巳・広田謙三・板津七三郎の諸氏の所有に帰した断簡もあるのである。これらのうち、巻間にあるもので私が調査することができたのは、小川広巳氏所蔵のものだけで、他についてはまだその機会を得ないから、十分に調べづくしたとはいえないが、小川氏所蔵の断簡が収められた巻子に次の識語があることは、これらの断簡の分離の時期を知る手がかりになるようである。

右東大寺日記一葉、記中所謂安都宿禰者、見於友人青牛子秘笈古文帖中、如左、

天平宝字二年十一月十四日造東寺司主典正八位上安都宿禰雄足  
次官從五位下高麗朝臣大山

按右二人坤宮官内宣東大寺写経所解文臨写也、其主典安都宿禰者即雄足也、依之其年時可知矣、

青牛子が持っていたという文書は、今日松岡茂春氏(香川県大川郡志度町志度)所蔵の東大寺写経所解(四ノ三四八、重要文化財のこと)であろう。松岡調はこの文書入手の事情を記して、

この文書は式部大輔菅原為恭旧蔵なりとて、明治十五年十月廿六日に奈良人富田光美より得つるにぞ有つる、

と書いている『徵古雜抄』下古文書。

青牛子なる雅号を持つた人は、恐らく穂井田忠友の印（印文「穂忠友印」）を刻った人であろう。この印は現在大和郡山市の水木直箭氏の所蔵で、私も一度拝見したことがあるが、ここでは森鷗外の日記『委蛇錄』大正七年十一月二十七日条の記事によつて紹介することにしよう。

觀水木要太郎穂井田忠友印、竹印野猪鉢、文穂忠友印、歎曰穂井田大人弄玩具、榛間青牛子刀、

（印影と鷗外自筆の印の図あり）

この印は『埋麝發香』の天保十一年十月二十九日の序例に捺されていきから、これを刻つた榛間青牛子なる人物はその頃の人でなければならぬ。先に出て来た菅原（岡田）為恭（文政六年生）よりは年上であつたであろう。青牛子と同一人と思われる人はこの外にも出て来る。即ち金刀比羅宮所蔵の大和国和泉国遠江国正税帳（富田光美自藏）に「青牛室（朱印）

（印文「硯耕与」）とみえる人も私は同人ではないかと思うのである。

青牛子については、管見の及ぶところ以上を出ないので、その人をつきとめることはできないが、幕末の人であったことは間違ひなく、その青牛子の友人であった、小川氏現藏の断簡の旧持主も幕末の人であったに違ひない。とすればこの断簡が正倉院から流れ出たのは、天保四年十月十八日の開封から同七年六月二十日の閉封までの間と考えられる。元治元年に暗殺された岡田為恭が持つていたという東寺写經所解も、同時に流出したものであろう（ただし、現存のこの文書は当時のものでないという説がある）。

とを考えてみたいと思うのである。

奈良時代の写経生の書いた写経試字は私の集めてみたところ、二十四点ある（一紙を一点と数えて）。このうちいま正倉院にある写経試字はわずか六点で（続修四十四、続修後集二十二裏、続々修二十二帙三裏、塵芥三十四）、あとは全部正倉院宝庫外のものである。その中で知恩院所蔵の「天平年間写経生日記」一巻（重要文化財）にある十一点がめだつて多いが、慶応二年の古経堂主人鶴飼徹定の跋があるから、これも天保年間の流出ということになる。とすれば天保の開封の際、特に写経試字を好んで抜き取つたものがあつたと考えてよいのではあるまい。

なお疑いをかければ、小川・広田両氏所蔵の断簡に「造東寺印」の丸朱印が捺されていることである。この二断簡は七月十九日の記事の三行目から二十一日の記事の五行目までであるが、この範囲に限つて「造東寺印」二十二町が捺されていて、食物用帳の他の部分には全くみえないのである。このことは甚だ奇妙なことといわなければならないが、第一「造東寺印」を捺した文書が珍しいのである。

穂井田忠友が『埋麝發香』の中に収めた「造東寺印」は、正集五の宝龜二年九月五日政所符（六ノ二〇一）から採取したもので、正倉院文書ではこれが唯一の例である。東大寺献納図書の中の天平勝宝四年十月二十五日造東大寺司牒（三ノ五八七）にもあるが、これは明治のはじめに東大寺から献納されたもので、本来正倉院に伝わつたものではない。これを加えても現在正倉院宝庫には二例しかなく、他の造東大寺司の文書には「東大寺印」の方印を捺すのが普通である。一方庫外に出た正倉院文書をみると、「造東寺印」の丸印を捺すものは、先の食物用帳中の小川・

広田両氏所蔵の二断簡だけである。

ところで正倉院文書からこのように断簡がはぎとられる際に、好事家の好みから来る或る傾向はなかつたであろうか。何かが特に流出しているという傾向はないであろうか。私は写千巻経所食料用帳のうちの二断簡、小川・広田両氏所蔵の紙背文書が写経試字であることから、そのこ

このことは何を物語るであろうか。正倉院宝庫中のものを疑うことができるないとすれば、庫外の食物用帳の断簡に「造東寺印」があるは、模印を捺して文書に一段と箔をつけようとしたためではないかと私は想像するのである。しかし前にも述べた通り、正倉院宝庫中の二点についてみても、印影の形状、捺印例から考えて、決して自然とはいえないものである。

とすれば宝庫内の「造東寺印」も一応疑つてみる必要があろう。正集五にある「造東寺印」は、穂井田忠友の写本にも『埋麝発香』にもあるから、それ以後の捺印と考えることはできないが、同じ開封の時期に、他人の手が全く加わらなかつたと断定することも困難であろう。東大寺献納図書については、その疑いがかけられる機会はいくらでもあつたであろう。

延暦二十年十一月三日の多度神宮寺伽藍縁起并資財帳について、おもしろい話がある。伊勢多度神社にあるこの文書は、明治三十七年に旧国宝に指定され、今日では重要文化財になっているが、江戸時代に古文書に詳しい悪智惠者が精巧な模本を作り、眞物といつて人をだまそうとしたことがあつたらしい。その人は眞物の料紙の継目にある「僧綱之印」をまねて、模本の字面全体に偽印を捺したばかりでなく、眞物の字面にも一杯に偽印を捺してしまつた。しかし彼は偽物として見破られることを恐れたのであろう。更に眞物・偽物の両方の奥に、

と書き足して、「二通以上あつても偽物ときめつけられない工作までしたのである（松島順正述『正倉院雑談』による）。

このような念の入つた、手のこんだ悪事を働く人はそうやたらにないであらうが、眞物の資財帳の上に現に偽印が捺されていることは、文書がいかに正しく、本物であつても、その上に捺された印は必ずしも正しいとはいえない、偽印もあり得るという教訓になるであろう。「造東

寺印」の問題もこの観点から考えてみなければならないが、それには十分な原本調査が必要であり、残念ながら今のところ、以上の考察はまだ私の想像の域を出でていないのである。

以上を書き終えた後、『東大寺勅書并諸文章之写』の中に、現在の東大寺献納図書の造東大寺司牒が写されていることを知つた。この『東大寺勅書并諸文章之写』は、尊經閣文庫・東大寺図書館薬師院文庫（東大寺宝藏勅書并將軍家諸文章写）・日本大学図書館黒川文庫（東大寺諸文書）・静嘉堂文庫（東大寺古文書）・高知県立図書館山内文庫（東大寺古文書）などに伝写本があるが、尊經閣文庫本の奥書によると、宝永八年四月五日に実淨が写したもののがもとになつてゐるようである。『編脩地誌備用典籍解題』卷之五に、内閣文庫本について簡単な内容の紹介がある。

この中に「諸国封戸牒状」として、天平勝宝四年十月二十五日の造東大寺司牒が収められ、「朱印三拾七有之、右一巻」と記されていることは、宝永八年にみた時も「造東寺印」があつたことを物語る。となるとこの印は幕末の好事家の手になる偽印とは考えられなくなるから、この文書についての偽印の疑いは、いくらく薄くなるわけである。

しかし、写千巻経所食物用帳の断簡にある「造東寺印」が疑わしいものであることに変りはないから、その辺をどう解決したらよいか、問題は依然として残されている。いずれにせよ今後の調査をたのしみに待つ以外に方法はないようである。

#### 資財帳四通

—伊勢国師

—尾張国師